

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成21年3月1日
(第4期) 至 平成22年2月28日

株式会社トライステージ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

(E21322)

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	6
5. 従業員の状況	6
第2 事業の状況	7
1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	8
3. 対処すべき課題	9
4. 事業等のリスク	10
5. 経営上の重要な契約等	14
6. 研究開発活動	14
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	15
第3 設備の状況	17
1. 設備投資等の概要	17
2. 主要な設備の状況	17
3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4 提出会社の状況	18
1. 株式等の状況	18
(1) 株式の総数等	18
(2) 新株予約権等の状況	18
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	24
(4) ライツプランの内容	24
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	24
(6) 所有者別状況	25
(7) 大株主の状況	25
(8) 議決権の状況	26
(9) ストックオプション制度の内容	27
2. 自己株式の取得等の状況	29
3. 配当政策	30
4. 株価の推移	30
5. 役員の状況	31
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	33
第5 経理の状況	36
1. 財務諸表等	37
(1) 財務諸表	37
(2) 主な資産及び負債の内容	59
(3) その他	60
第6 提出会社の株式事務の概要	61
第7 提出会社の参考情報	62
1. 提出会社の親会社等の情報	62
2. その他の参考情報	62
第二部 提出会社の保証会社等の情報	63
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月28日
【事業年度】	第4期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月
売上高 (千円)	14,718,955	19,987,633	25,221,340	34,253,370
経常利益 (千円)	677,484	1,039,058	2,011,353	3,622,279
当期純利益 (千円)	385,449	584,452	1,150,979	2,110,087
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	75,318	75,318	627,318	630,642
発行済株式総数 (株)	21,893	2,189,300	2,489,300	7,497,600
純資産額 (千円)	526,085	1,110,538	3,365,441	5,482,178
総資産額 (千円)	2,783,935	3,740,171	6,457,579	9,616,483
1株当たり純資産額 (円)	24,029.87	507.26	1,351.98	731.20
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	18,638.21	266.96	487.82	282.04
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	—	—	477.92	276.14
自己資本比率 (%)	18.9	29.7	52.1	57.0
自己資本利益率 (%)	143.8	71.4	51.4	47.7
株価収益率 (倍)	—	—	6.8	9.8
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	83,640	334,322	1,378,631	2,499,504
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△67,171	△39,342	△43,322	△2,106,881
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	640,636	—	603,922	6,649
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	657,104	952,085	2,891,318	3,290,590
従業員数 (人)	27	35	47	62
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(5)	(7)	(10)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。
3. 当社は、平成18年3月3日設立のため、第1期は平成18年3月3日から平成19年2月28日までの11ヶ月と29日間であります。
4. 持分法を適用した場合の投資利益については、第1期、第2期、第3期及び第4期は関連会社がないため記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第1期及び第2期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

6. 株価収益率については、第1期及び第2期は当社株式は非上場であるため記載しておりません。
7. 第1期の財務諸表については旧証券取引法第193条の2の規定に基づき、第2期以降の財務諸表については金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
8. 配当性向については、第1期、第2期、第3期及び第4期は配当を行っておりませんので記載しておりません。
9. 当社は、平成20年2月15日付で普通株式1株につき100株の株式分割、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2 【沿革】

年月	事項
平成18年3月	東京都港区に、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業に対して、テレビやインターネット等のメディアを使用した商品・サービスの販売や集客のサポートと、顧客管理に至るまでのプロセスの各種ソリューションを提供することを事業目的とした、株式会社トライステージ（資本金10,000千円）を設立
平成19年4月	インターネット通販ポータルサイト「kaesell.com（カエセルドットコム）」運営の開始
平成20年8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

3【事業の内容】

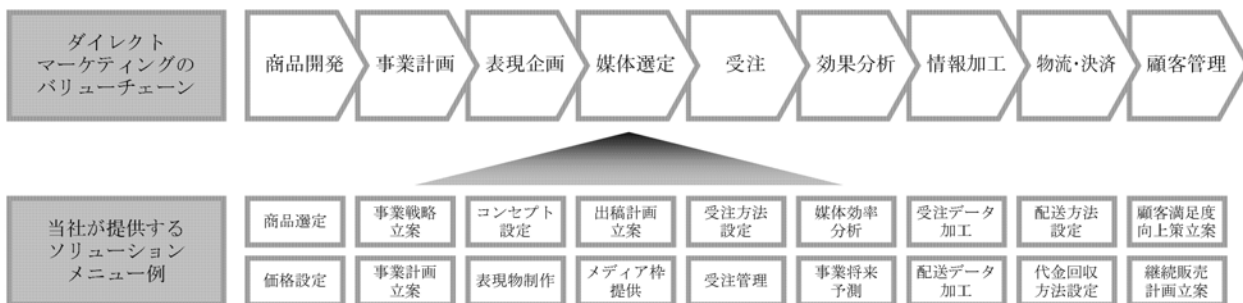
当社は、主にダイレクトレスポンス手法（注1）により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング（注2）実施企業に対して、テレビ番組放送枠をはじめとする各種メディア枠（注3）の提供に加え、当該実施企業の要望に応じて商品開発、テレビ番組制作をはじめとする各種表現企画・制作、受注・物流等におけるノウハウの提供等の各種ソリューションを提供する、ダイレクトマーケティング支援事業を行っております。

商品は、商品内容、価格等の情報が消費者に正しく伝わり、かつ購入方法や購入後のサポート等も含めた消費者にとって有益なサービスが付加されてはじめて消費者に選択されます。ダイレクトマーケティングによって商品がより多く消費者に選択されるためには、ダイレクトマーケティングを構成するバリューチェーン、すなわち「商品開発」、「事業計画」、「表現企画」、「媒体選定」、「受注」、「効果分析」、「情報加工」、「物流・決済」、「顧客管理」の各局面を充実させる必要があります。しかしながら、ダイレクトマーケティング事業に新たに参入した企業には、バリューチェーンの各局面における業務ノウハウ及びリソースが不十分な場合が少なくありません。そして、そのような企業は自社のニーズに適合したソリューションを組み合わせ提供してくれる企業を求めています。

当社は、「顧客企業の商品が、消費者から選ばれ、より多く売れる」という目的を達成するために、ダイレクトマーケティングのバリューチェーンの全ての局面においてソリューションメニューを有しております。当社では、これらのソリューションメニューの提供を総合的に実施することを『トータルソリューションサービス』と称し、当社の事業の大きな特長としており、「媒体選定」における各種メディア枠提供を中心に、顧客企業の要望に応じて『トータルソリューションサービス』の全部又は一部を提供しております。

以上述べた『トータルソリューションサービス』を、概念図で示すと以下のとおりになります。

<トータルソリューションサービス概念図>



当社は、メディア枠の提供、表現企画・制作等のほかに、『トータルソリューションサービス』における「受注管理」の一環として、受注方法のコンサルティングやコールセンターのオペレーション管理を行うコールセンターオペレーションの実施、「商品選定」の一環として、顧客企業が販売する商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引の実施、また、「メディア枠提供」の一環として、顧客企業がテレビショッピング番組と連動してインターネット上で商品販売を行うためのインターネット通販ポータルサイト「kaesell.com（カエセルドットコム）」の自社運営等、幅広いソリューションメニューを有しております。

当社は、この『トータルソリューションサービス』により、顧客企業から選ばれ、長期的かつ強固な信頼関係の下に共に成長する仕組みを構築し、さらに、各局面における効果分析の実施、効果分析の結果を踏まえたソリューションの改善という、Plan-Do-Check-ActのPDCAサイクルを実践しております。

また、商品を見極めるための徹底した事前のリサーチ、「売れる放送枠」、「売れるコンテンツ」を定量的に評価するシステム、受注効果測定システムの導入等の体制構築により、事業活動を数値化したうえでPDCAサイクルを実践し、商品を守るためのノウハウの更なる蓄積を実現することによって、顧客企業に対し、より効果的なソリューションを提供しております。

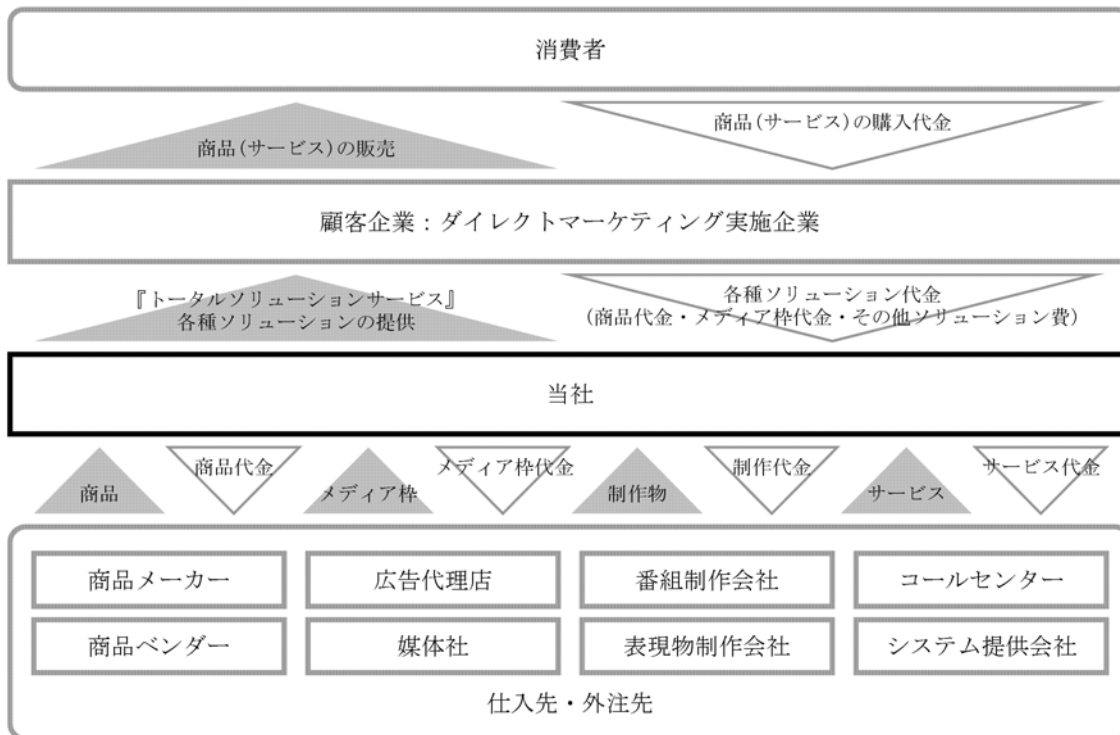
また当社は、テレビ番組通販市場への新規参入を志しながら、初期準備費用やインフラ整備等の事由により市場参入に踏み出せない企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し、テレビ番組通販市場において成長が期待できる企業あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品におけるダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や当社の各種ソリューションの提供により、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業の成長を支援し、その成長に伴い当社の売上及び利益を拡大させる、独自の成長支援型の新規顧客獲得戦略を採用しております。

この成長支援型の新規顧客獲得戦略により、新規顧客企業との良好な取引関係の構築を促進するとともに、当社の売上及び利益の拡大に取り組んでおります。

- (注1) ダイレクトレスポンス手法：例えばテレビショッピングやインターネットショッピング等、メディアに電話番号やURLを明示し、消費者より直接明示先に連絡を受けることにより、商品あるいはサービスを即時的に受注・販売することができる販売手法。
- (注2) ダイレクトマーケティング：(注1)に定義するダイレクトレスポンス手法に加え、電話によるテレマーケティング、eメールによるメールマガジンの送付等、消費者に商品あるいはサービスを発注・購入してもらうための直接型・対話型のコミュニケーション手法。
- (注3) メディア枠：当社が仕入れ、顧客企業に販売する、テレビ、ラジオにおける番組放送枠やCM放送枠、新聞、雑誌、インターネット&モバイル等における広告掲載枠の総称。

以上述べた当社事業の概要を事業系統図で示すと以下のとおりになります。

<当社の事業系統図>



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（才）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
62（10）	32.9	2.2	8,499

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員を含む）の年間の平均人員であります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 従業員が当事業年度において15名増加しましたのは、主として業容拡大に伴う期中採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の改善や政府の緊急経済対策の効果などを背景に、一部景気を持ち直し基調が現れたものの、なお自立性は弱く、また雇用情勢の悪化懸念や海外景気の下振れ懸念など景気を下押しするリスクが払拭できず、依然として厳しい状況にありました。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、テレビ、インターネット、モバイル等を効率的に活用し、生活スタイルの変化、嗜好の多様化、低価格志向の高まりといった消費者のニーズに迅速かつ的確に対応することにより、引き続き堅調な成長を続けました。

このような市場環境下、当社においては、前事業年度に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は34,253,370千円（前期比35.8%増）、売上総利益は4,857,033千円（前期比59.4%増）となりました。また、販売費及び一般管理費は1,238,432千円（前期比22.6%増）となり、その結果、営業利益は3,618,600千円（前期比77.6%増）、経常利益は3,622,279千円（前期比80.1%増）、当期純利益は2,110,087千円（前期比83.3%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は前事業年度から399,272千円増加し3,290,590千円となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、営業活動によって得られた資金は2,499,504千円となりました。これは主に税引前当期純利益3,618,290千円を計上したことに加え、営業保証金の返還による収入が500,000千円発生したこと、業容の拡大により仕入債務が461,703千円増加したこと等一方で、売上債権が1,111,851千円増加し、法人税等の支払いが1,131,214千円発生したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、投資活動に使用した資金は2,106,881千円となりました。これは定期預金の預入による支出等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において、財務活動によって得られた資金は6,649千円となりました。これはストック・オプションの権利行使に伴う株式の発行によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当事業年度の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	前年同期比 (%)
ダイレクトマーケティング支援事業 (千円)	29,396,337	32.6
合計 (千円)	29,396,337	32.6

- (注) 1. 金額は仕入価格によっております。
 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほか、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2) 販売実績

当事業年度の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	前年同期比 (%)
ダイレクトマーケティング支援事業 (千円)	34,253,370	35.8
合計 (千円)	34,253,370	35.8

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。
 なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)		当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
キューサイ株式会社	3,775,591	15.0	5,321,186	15.5
ヤーマン株式会社	3,615,350	14.3	4,585,698	13.4
株式会社テレビショッピング研究所	3,206,817	12.7	4,288,290	12.5
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	3,069,409	12.2	—	—
日本サプリメント株式会社	2,813,578	11.2	—	—

- (注) ガシー・レンカー・ジャパン株式会社及び日本サプリメント株式会社は、当事業年度において、販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達及び多様化も相まって、近年成長を続けており、当社にとって大きなビジネスチャンスとなっております。このような状況の下、当社は以下の事業成長戦略を掲げ当社の業績拡大を図るとともに、経営管理体制の強化を図ってまいります。

(1) 優良な新規顧客獲得による業績拡大

ダイレクトマーケティング市場の成長に伴い新規見込顧客企業が増加する中で、当社は、見込顧客企業の事業の成長に当社の有する各種ソリューションサービスが大きく寄与できるか否か、かつ見込顧客企業が将来の優良顧客となり得る企業であるか否かを見極めたうえで取引を開始する新規顧客戦略を採っております。今後も可能な限り上記新規顧客戦略を維持していきながら、新規顧客企業数の増加を積極的に進めてまいります。

(2) 提供するメディア領域の拡大及び強化

メディア環境の急速な発達及び多様化に伴い、ダイレクトマーケティングも多様化が進んでおり、いわゆるマス4媒体と言われるテレビ、ラジオ、新聞、雑誌を使用したダイレクトマーケティングに加え、昨今では特にインターネット、モバイルを使用メディアとしたダイレクトマーケティングが急成長を遂げております。

今後も当社が得意とするテレビ番組放送枠の開発・確保に加え、テレビCM、ラジオ、インターネット、モバイル、新聞、雑誌、店頭等、新たなメディア領域の開発・確保を積極的に推進し、提供するメディア領域を拡大することによって、テレビ番組とのシナジーを活かしながら、顧客企業の持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

(3) 実施する各種ソリューションサービスの更なる品質の向上

現在当社の主要な収益要素であるメディア枠の提供に加え、表現物（テレビ番組・テレビCM等）の企画制作、コールセンターオペレーション、物流・決済業務、顧客管理コンサルティング、商品あるいは付帯サービスの提案等の当社が実施する各種ソリューションサービスにおいて、実績を蓄積し、更なるスキルとノウハウの反映により、独自性を維持し、品質を向上させることによって、当社が提供するサービス領域を伸張させながら、顧客企業の持続的な事業成長に寄与するよう努めてまいります。

(4) 人材の確保と育成の強化

当社が実施するソリューションサービスは、経験に裏打ちされたスキルとノウハウに頼る部分が大きいため、最大の経営資源は人材であると考えています。よって、積極的に優秀な人材を確保するとともに、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成を推進してまいります。

(5) 経営管理体制の強化

急速な事業拡大を踏まえ、人員増強、育成及び組織増強等への対応を進め、内部統制を強化することにより、コンプライアンスをより徹底させるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に努めてまいります。

(6) 情報セキュリティの強化

当社事業における情報管理の重要性を踏まえ、入退室管理、従業員各自のパソコンへのウィルス対策ソフトのインストールやアクセス制限等の各種セキュリティ対策、サーバーの増強等、情報セキュリティに関するハードウェアの整備を実施すると同時に、従業員教育を推し進めており、また今後も、必要に応じセキュリティの強化に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討したうえで、行われる必要があると考えております。また、以下の記載は本株式への投資に関連するリスク全てを網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、記載された将来に関する事項は、提出日現在入手可能な情報に基づき当社が判断したものであります。

1. 事業内容に関するリスク

① 国内の景気動向の影響について

当社が提供する各種サービスは、景気動向の影響を受けやすい広告宣伝支出とは異なり、ダイレクトマーケティング事業を実施する企業の商品販売において、販売に直接関連するため必須の支出である場合が多く、相対的に景気動向の影響を受けづらい傾向にあります。

しかしながら、国内における景気動向の変化に伴い、いわゆる買い控え等消費動向に急激な変化が生じ、当社顧客企業の業績が急速に悪化する可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② ダイレクトマーケティング市場の成長性について

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、メディア環境の急速な発達及び多様化も相まって、近年成長を続けております。

しかしながら、国内における景気動向、消費動向等の経済情勢の変化等により、その成長が止まる可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ メディア環境の変化について

当社は、ダイレクトマーケティングにて使用されるメディア枠として、テレビ番組放送枠あるいはテレビCM放送枠が、今後も重用され続けることを想定し、引き続きテレビを使用したソリューションの提供を拡大してまいります。

しかしながら、メディア環境や消費動向が変化し、インターネット、モバイル等テレビ以外のメディアを使用したダイレクトマーケティングが当社の想定以上に成長する等の事由により、顧客企業のテレビ番組放送枠やテレビCM放送枠等に対する需要が低下する可能性は否定できず、かかる場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ メディア枠の安定確保について

当社の主要な収益要素であるメディア枠の販売において、テレビ番組放送枠の販売が大きなウェートを占めておりますが、当社では、テレビ番組放送枠の確保・販売に加え、テレビCM、ラジオ、インターネット、モバイル、新聞、雑誌、折込チラシ等のSPメディア、店頭等、多様なメディアの確保・販売を積極的に展開しております。

しかしながら、今後、大手新規参入企業や大手広告代理店業者等が巨大な資本力を活かしてテレビ番組放送枠等の高値による買占めを行った場合、もしくはテレビ局がダイレクトマーケティング事業者に供給するテレビ番組放送枠等の供給量を減枠した場合、当社の計画通りにテレビ番組放送枠等を確保・販売できなくなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ テレビ番組放送枠の一括先行仕入について

当社の主要な収益要素であるメディア枠提供のうち、最も大きなウェートを占めるテレビ番組放送枠の仕入において、当社では、当社顧客企業からのオーダーに応じて購入する受注発注型仕入に加え、当社の判断にて先行的にオーダーし購入する先行仕入を実践しております。

また当社では、先行仕入を行う際、複数の番組枠を一括して購入する一括仕入や事前に定めた期間にて継続的に購入する期間継続仕入を実践しており、安価かつ大量のテレビ番組放送枠仕入を実現するとともに、仕入先である媒体社や広告代理店との信頼関係の構築と取引関係の安定化を実現しております。

当社では、予め顧客企業のニーズを集約した販売計画を立案したうえで仕入計画を立案し、一括仕入や期間継続仕入を実践しているため、仕入れた全ての番組枠を顧客企業に対し販売しておりますが、顧客企業の急激な販売不振や視聴者のテレビ視聴動向の急激な変化等、当社が想定していない事態が発生し、予め立案した販売計画の大幅な変更を余儀なくされた場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があ

ります。

⑥ 成長支援型新規顧客獲得戦略について

商品やサービスを販売する企業がテレビ番組通販市場に新規参入するには、初期準備費用に充当可能な資金やインフラ整備等が必要とされるため、その参入が困難な場合があります。

当社は、そのような新規参入希望企業の中から、優れた商品や高い企画力を有し成長が期待できる企業、あるいは成長が期待できる商品を選別し、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの一定期間において、メディア枠の販売又は表現物の制作におけるコスト面の協力や、当社の各種ソリューションの提供により当該企業又は商品の成長を支援する、独自の新規顧客獲得戦略を採用するとともに、当該ダイレクトマーケティング事業の成長に伴い当社の売上及び利益の拡大を実現しております。

成長支援の遂行に際しては、当社にて成長支援計画を立案の上、当社の各種ソリューションサービスの継続的な提供を行っておりますが、当該企業あるいは当該商品のダイレクトマーケティング事業が成長するまでの間において、当該企業への各種ソリューションの提供にて発生するコストの一部を、負担額に限度を設けた上で当社が負担する場合があります。

当社では、支援した顧客企業あるいは商品が計画通りに成長しない可能性も考慮に入れて計画を立案しておりますが、当該顧客企業あるいは商品が当社の想定以上に成長しない可能性は否定できず、かかる場合において当社が一時的かつ限定的に負担した各種ソリューションサービスに係るコストを回収できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 主要顧客企業への依存について

当社の全売上高に占める割合が10.0%以上となる主要顧客企業の数及び売上高の割合の合計は、平成21年2月期において5社にて65.3%、平成22年2月期において3社にて41.4%と大幅に低下しているものの、その依存度はなお高いものとなっております。当社は、今後において、当該顧客企業との取引額に関しても継続的に拡大を目指しつつ、新規顧客企業等、当該顧客企業以外との取引額の拡大を推進し、特定顧客企業への依存の低減に努めてまいります。当該顧客企業の業績不振やメディア出稿の停止等何らかの急激な変化等の事情により、当該顧客企業との取引額が大幅に減少した場合、もしくは当該顧客企業との取引の継続が困難な事態に陥った場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 特定仕入先への依存について

当社は、株式会社大広より、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等を仕入れております。当社の全仕入高に占める株式会社大広からの仕入高の割合は、平成21年2月期において62.7%、平成22年2月期において53.5%と大幅に低下しているものの、その依存度はなお高いものとなっております。

株式会社大広は当社の代表取締役2名が以前に従事していた会社であり、当社設立以来良好な取引関係を継続しており、安定度の高い仕入先として認識しておりますが、株式会社大広の何らかの急激な変化等の事情により、同社との取引契約期間の満了後、適切な条件で再合意に至らなかった場合、解除条項に抵触し契約が終了した場合、その他同社との取引の継続が困難な事態に陥った場合において当社が迅速かつ十分に対応できない場合には、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 外注先の確保について

当社は、テレビ番組制作をはじめとする各種表現物の企画・制作及びコールセンター業務の提供等において、企画立案は自社内にて行うものの、実作業は各分野における専門会社及び専門スタッフに外注しております。

これまで当社は、十分なスキルとノウハウを有し、かつ当社又は顧客企業のニーズに応える品質を維持できる外注先を安定確保できており、また、当該外注先と良好なパートナーシップ関係を構築しております。

しかしながら、外注先の何らかの事情により、当社との取引が継続できなくなった場合、もしくは当社又は顧客企業が要求する品質の維持ができなくなった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 商品在庫について

当社は、商品を商品メーカーあるいは商品ベンダーより仕入れ、顧客企業あるいは商品卸業者に販売する商品BtoB取引を行っておりますが、当該商品の仕入に際し、顧客企業のニーズに即した仕入を実施し、現在は在庫を有していません。

しかしながら、何らかの事情により、仕入商品を予定通りに販売できず、過剰な商品在庫が発生し、適切な在庫管理体制を整備できなかった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑪ 競合会社の参入について

当社の顧客企業が属するダイレクトマーケティング市場は、近年拡大を続けているため、当社のビジネスモデルと同様のビジネスモデルを掲げる新たな当社の競合企業が誕生し、今後も増加する可能性があります。

当社は、事業特長である『トータルソリューションサービス』を展開し、かつ独自の新規顧客獲得戦略を採用することにより、他社との差別化を図り、継続的な事業成長に努めておりますが、そのような競合企業の参入により、当社の優位性が失われ、計画通りの仕入が実施できない可能性、あるいはそのような競合企業と当社の主要顧客企業との間で取引が開始され、当社と当該顧客企業との取引が縮小される可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑫ 新規事業について

当社は、今後も持続的な成長を実現するために、ダイレクトマーケティングに関する新たな事業に、積極的に取り組んでいく方針であります。また、そのために他社との提携やM&A等も含めて検討を行ってまいります。

しかしながら、新規事業を遂行していく過程において、事業環境の急激な変化や、事後的に表面化する提携やM&Aの相手先企業との不調和等の予測困難なリスクが発生する可能性は否定できず、かかる場合において当初の事業計画を達成できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 法的規制に関するリスク

当社が取り扱うメディア枠は、各種メディアにおける規制・基準・方針等の影響を受けます。例えば、テレビ番組放送枠やテレビCMについては、「放送法」等の関係法令の法的規制、総務省等の監督官庁又は社団法人日本民間放送連盟等の業界団体が定める規制・基準・方針等の影響を受けます。さらに、メディアにおける表現方法等については、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。また、当社の外注等の商行為は、「下請代金支払遅延等防止法」等の法的規制の影響を受けます。

これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社が適切に対応できない場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社の顧客企業の商行為は、「不当景品類及び不当表示防止法（いわゆる景品表示法）」、「薬事法」、「健康増進法」等、主にダイレクトマーケティング事業に関わる法的規制、また、各種メディアにおける放送・掲載方法や規制・基準・方針等の影響を受けます。

これらの法規制等の導入・強化・改正等に対して当社の顧客企業が適切に対応し得ず、かつ当社が当該顧客企業に対し適切な対応を怠った場合には、顧客企業の業績が悪化する可能性があります。かかる事態となった場合には、間接的に当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 会社組織に関するリスク

① 特定人物への依存について

当社創業者の1人である中村恭平は、平成22年4月1日付で代表取締役CMOから代表権のない取締役CMOに異動し、また、平成22年5月27日開催の当社第4期定時株主総会及び取締役会後に、同日付で取締役相談役（非常勤）に就任いたしました。

当人は、当社設立以前よりダイレクトマーケティング事業に関わり、豊富な経験及び当社が有する各種ソリューションメニューに関する高いスキルとノウハウを有するとともに、当社の主要な顧客企業及び仕入先とのリレーションにおいても、大きな役割を担っておりましたが、当社では、組織の体系化やミドルマネジメント層をはじめとする人材育成の強化等を推し進め、既に当人に過度に依存しない体制を構築しているため、当異動及び就任による当社の業績への大きな影響はないと考えております。

しかしながら、何らかの理由により従来業務遂行に支障をきたす可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社創業者である代表取締役CEO妹尾勲及び代表取締役COO丸田昭雄が、何らかの事由により当社の業務を継続することが困難となった場合においても、業務遂行に支障をきたす可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保と定着について

当社は、平成22年2月28日現在、役員7名、従業員62名、派遣社員9名と小規模組織で事業を展開しており、また、内部管理体制も規模に応じた形で運用しております。

当社は、業務の拡大に伴って、恒常的な人材募集広告や人材紹介サービスの活用により、必要な人材の確保に努めております。また、より優秀な人材を確保し、かつ必要な人材の流出を最小限に抑えるため、従業員の能力向上のための人材教育プログラムの導入による人材育成の強化に努めるとともに、ストックオプション制度等のインセンティブ制度を導入しております。また、人員の増強に併せ、より一層の内部管理体制の充実を図る方針であります。

しかしながら、必要とする人材を当社の計画通りに確保できなかった場合、適時適切に人員規模に応じた内部管理

体制を運用できなかった場合、また、必要な人材の流出が発生した場合、事業拡大に制約を受ける可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

4. その他

① 個人情報等の漏洩の可能性について

当社では、顧客企業の個人情報を取り扱うことがあり、当該個人情報の管理については、退職者も含めた従業員に対する秘密保持の義務化、当該個人情報を取り扱う当社の外注先に対する監視・指導の徹底、ハードウェアの整備等、ソフト面及びハード面における対策を講じることにより、個人情報等の漏洩リスクを最小限に抑え、平成17年4月1日に全面施行された「個人情報の保護に関する法律」の遵守に努めております。

その結果、平成20年2月20日付にて財団法人日本情報処理開発協会よりプライバシーマークの付与認定を受けております。

しかしながら、全てのリスクを完全に排除することは困難であり、個人情報の漏洩等のトラブルが発生する可能性は否定できず、かかる事態となった場合には、損害賠償請求や信用の低下等により、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 知的財産権について

当社は提出日現在において、提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、第三者より知的財産権に関する侵害訴訟等を提起する等の通知は受けておりません。

しかしながら、当社が提供する商品・サービス及び制作する表現物等に対して、特許侵害その他により第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提訴される可能性を完全に排除することは困難であり、かかる訴訟等を受ける可能性があります。また、一方、当社が所有する知的財産権について、第三者によって侵害され、訴訟等となる可能性もあります。

かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

③ 訴訟等について

当社は、提出日現在において、訴訟・紛争には関与しておりません。

しかしながら、様々な事由により、今後直接又は間接的に何らかの訴訟・紛争に関与することとなる可能性は否定できず、かかる事態となった場合、その経過又は結果によっては、当社の業績及び社会的信用に影響を及ぼす可能性があります。

④ 新株予約権について

当社では、役員及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、また、優秀な人材を確保する目的で、新株予約権を発行しております。平成22年2月28日現在、新株予約権による潜在株式総数は152,400株であり、発行済株式総数7,497,600株の2.0%にあたります。当社では、今後も適宜新株予約権の発行を予定しており、発行された新株予約権の行使により発行された新株は、将来的に当社株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらす、当社株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

また、新株予約権の発行にかかる会計処理の変更により、今後発行する新株予約権について発行価額と時価との関係から費用計上が必要となる場合があります、かかる場合にも当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ ベンチャーキャピタルによる株式所有について

平成22年2月28日現在の当社の発行済株式総数7,497,600株のうち、ベンチャーキャピタル及びベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合が所有している株式数は680,000株で、その所有割合は9.1%です。

一般的にベンチャーキャピタル及び投資事業組合による株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることにあるため、今後所有する株式の全部又は一部を売却する可能性があり、かかる場合には当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 配当政策について

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、同時に財務基盤の強化及び今後の持続的成長のため内部留保の充実にも重点を置く必要があると考えております。

当社は現在、成長過程にあると考えております。従って、内部留保の充実に図り、当社の成長機会に使用し、なお一層の業容の拡大を目指すことが、企業価値を高め、株主の皆様に対する利益還元につながるとの認識から、配当を実施しておりません。

将来的な株主の皆様への利益還元につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して決定していく方針であります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、テレビ番組放送枠、テレビCMを始めとするメディア枠等の仕入を行うにあたり、以下の業務取引契約書を締結しております。

相手方の名称	契約品目	契約内容	契約期間
株式会社大広	メディア枠等の仕入	業務取引契約	平成21年4月1日より平成22年3月31日まで。ただし、契約期間満了の2ヶ月前までに、当社又は株式会社大広いずれからも別段の意思表示がなされない場合には、自動的に同一条件にて12ヶ月間更新されるものとし、以後も同様とする（注）。

(注) 当社又は株式会社大広、著しく相手方の名誉を毀損した場合、営業活動・資産状況・支払状況が著しく悪化し、またその恐れがあると認められる相当な理由がある場合は、相手方に対して催告なしでただちに本契約を解約することができることとなっております。さらに、特殊な事由により本契約条件の解除・変更を求める場合には、その都度両社協議の上、紳士的に解決を図るものとなっております。

6 【研究開発活動】

当社は、当事業年度において、媒体業務に関するシステムの開発を行っております。この結果、当事業年度における研究開発費の総額は、1,350千円となりました。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、事業年度末における資産・負債の数値及び決算期における収益・費用の数値に影響を与える見積りや判断を行う必要があります。これら見積りや判断には、不確実性が存在するため、見積もった数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

当事業年度における総資産は、前事業年度末と比較して3,158,904千円増加し9,616,483千円となりました。その主な内容は、下記のとおりであります。

① 流動資産

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が増加したことにより売掛金残高が1,111,851千円増加し3,936,128千円となり、また、現金及び預金が2,449,272千円増加し5,340,590千円となったこと等により、前事業年度末と比較して3,577,058千円増加し9,352,986千円となりました。

② 固定資産

有形固定資産については、前事業年度末と比較して47,873千円増加し103,950千円となりました。無形固定資産については、27,081千円増加し30,592千円となりました。投資その他の資産については、差入保証金の減少等により、493,108千円減少し128,954千円となりました。結果として、固定資産は、前事業年度末と比較して418,154千円減少し263,497千円となりました。

③ 流動負債

流動負債については、月次の仕入額の増加により買掛金が461,703千円増加し2,561,155千円となり、法人税等の計上により未払法人税等が446,034千円増加し1,117,931千円となりました。結果として、前事業年度末と比較して1,035,597千円増加し4,115,359千円となりました。

④ 固定負債

固定負債については、前事業年度末と比較して6,569千円増加し18,946千円となりました。

⑤ 純資産

純資産については、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が2,110,087千円増加したことにより、前事業年度末と比較して2,116,737千円増加し5,482,178千円となりました。

(3) 経営成績の分析

① 売上高

当社の既存顧客企業、新規顧客企業のテレビ通販事業は総体的に堅調に推移し「メディア枠提供」におけるテレビ番組放送枠やテレビCM放送枠の取扱、「表現物制作」におけるテレビ番組制作やテレビCM制作、「受注管理」におけるコールセンターオペレーションの取扱が、前事業年度に引き続き増加しました。加えて、新規顧客企業に対する成長支援を積極的に行い、新規顧客企業との取引が増加しました。この結果、当事業年度の売上高は34,253,370千円（前期比35.8%増）となりました。

② 売上総利益

当社の顧客企業のテレビ通販事業の拡大に伴って、当社のメディア取引額も増加した結果、当事業年度の売上総利益は4,857,033千円（前期比59.4%増）となりました。主な売上原価の内容は、媒体費25,665,895千円（前期比33.6%増）、外注費3,363,743千円（前期比36.0%増）であります。

③ 販売費及び一般管理費

当事業年度の販売費及び一般管理費は1,238,432千円（前期比22.6%増）となりました。主な内容は、人件費584,271千円（前期比27.9%増）、地代家賃88,417千円（前期比21.0%増）、業務委託費71,744千円（前期比9.4%増）であります。

④ 営業利益

上記の結果、当事業年度の営業利益は3,618,600千円（前期比77.6%増）となりました。

⑤ 営業外収益、営業外費用

当事業年度の営業外収益は3,763千円（前期比3.0%減）、営業外費用は84千円（前期比99.7%減）となりました。営業外収益の主な内容は、受取利息3,023千円等であります。

⑥ 経常利益

上記の結果、当事業年度の経常利益は3,622,279千円（前期比80.1%増）となりました。

⑦ 特別利益、特別損失

当事業年度の特別損失は3,989千円となりました。主な内容は、事務所増床に伴う固定資産除却損3,989千円であります。特別利益はありません。

⑧ 当期純利益

税引前当期純利益3,618,290千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計1,508,203千円を差引後、当事業年度の当期純利益は2,110,087千円（前期比83.3%増）となりました。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

「1. 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載したとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度の設備投資の総額は108,653千円であります。

これは主に、事務所増床に伴う本社内装設備40,398千円、サーバー・パソコン・事務機器等の購入35,540千円、ソフトウェアの購入32,714千円によるものであります。

また、事務所増床に伴う固定資産除却損は3,989千円となりました。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成22年2月28日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務所設備及びOA 機器等	59,353	44,597	30,592	134,543	62 (10)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員を含む)の年間の平均人員であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. リース契約による賃借設備はありません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都港区)	社内システム 開発	54,000	—	自己資金	未定	未定	業務全般の 生産性向上

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,497,600	7,497,600	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	7,497,600	7,497,600	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成22年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	425(注)1	404(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	127,500(注)1,2,5	121,200(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
- ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時まで新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
- ロ 死亡した場合
- ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
- ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
- ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
- ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合

- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもち、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

② 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成22年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	18	18
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,400(注)1,4	5,400(注)1,4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	174(注)2,4	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 174 資本組入額 87 (注)4	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)5	同左

(注) 1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
4. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することををもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

③ 平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	事業年度末現在 (平成22年2月28日)	提出日の前月末現在 (平成22年4月30日)
新株予約権の数(個)	65(注)1	65(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,500(注)1,2,5	19,500(注)1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	557(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 557 資本組入額 278.5 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注)6	同左

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
- イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。
 - ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利を行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までには新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
- イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年3月3日 (注) 1	200	200	10,000	10,000	—	—
平成18年9月15日 (注) 2	19,800	20,000	—	10,000	—	—
平成18年9月29日 (注) 3	1,613	21,613	41,938	51,938	41,938	41,938
平成19年2月28日 (注) 4	280	21,893	23,380	75,318	23,380	65,318
平成20年2月15日 (注) 5	2,167,407	2,189,300	—	75,318	—	65,318
平成20年8月6日 (注) 6	300,000	2,489,300	552,000	627,318	552,000	617,318
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日 (注) 7	6,500	2,495,800	2,380	629,698	2,380	619,698
平成21年9月1日 (注) 8	4,991,600	7,487,400	—	629,698	—	619,698
平成21年9月1日～ 平成22年2月28日 (注) 7	10,200	7,497,600	944	630,642	944	620,642

(注) 1. 設立時出資金 割当先 妹尾勲、中村恭平、丸田昭雄、グローバル・ブレイン株式会社、発行価格50,000円、資本組入額50,000円

2. 株式分割 平成18年8月23日開催の取締役会決議により、平成18年9月15日付をもって、普通株式1株を100株に分割いたしました。

3. 有償第三者割当 割当先 投資事業組合GB-IV、投資事業有限責任組合GB-III、グローバル・ブレイン株式会社、投資事業組合GV-J、役員4名、従業員16名、社外協力者1名、発行価格52,000円、資本組入額26,000円

4. 有償第三者割当 割当先 投資事業組合GV-J、役員2名、従業員14名、社外協力者1名、発行価格167,000円、資本組入額83,500円

5. 株式分割 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日付をもって、普通株式1株を100株に分割いたしました。

6. 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行価格 4,000円

引受価額 3,680円

資本組入額 1,840円

払込金総額 1,104,000千円

7. 新株予約権の権利行使による増加であります。

8. 株式分割 平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日付をもって、普通株式1株を3株に分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成22年2月28日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	12	14	16	30	2	918	992	—
所有株式数（単元）		4,807	1,098	5,493	4,849	95	58,626	74,968	800
所有株式数の割合（%）		6.4	1.5	7.3	6.5	0.1	78.2	100.0	—

（注） 自己株式72株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
丸田 昭雄	東京都大田区	1,643,100	21.91
中村 恭平	東京都港区	1,643,100	21.91
妹尾 勲	東京都港区	1,418,100	18.91
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	540,900	7.21
小杉 誠	群馬県高崎市	372,000	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	247,400	3.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町二丁目11番3号	129,200	1.72
ゴールドマンサックスインターナショナル （常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K （東京都港区六本木六丁目10番1号）	83,900	1.11
バンク プリベ エドモンド デ ロスチャイルド ヨーロッパ （常任代理人 香港上海銀行 東京支店）	20, BOULEVARD EMMANUEL SERVAIS L 2535 LUXEMBOURG （東京都中央区日本橋三丁目11番1号）	70,100	0.93
投資事業組合GB-IV	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	65,500	0.87
計	—	6,213,300	82.87

- （注） 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は247,400株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分93,800株、投資信託設定分153,600株となっております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は129,200株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分4,000株、投資信託設定分125,200株となっております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,496,800	74,968	—
単元未満株式	普通株式 800	—	一単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	7,497,600	—	—
総株主の議決権	—	74,968	—

② 【自己株式等】

平成22年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を付与する方法によるものであります。

① 平成18年9月25日臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1、従業員 23 (注) 1, 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
株式の数(株)	取締役 16,200、従業員 163,500 (注) 2, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況①」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者のうち、取締役1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
2. 提出日現在従業員6名の退職により、34,200株は失権しております。
3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

② 平成18年9月25日臨時株主総会決議

決議年月日	平成18年9月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 1 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況②」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

- (注) 付与対象者は平成20年3月1日付で、当社に入社し、現在は当社従業員であります。

③ 平成19年2月23日臨時株主総会決議

決議年月日	平成19年2月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1、従業員 7 (注) 1, 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況③」に記載しております。
株式の数(株)	取締役 1,500、従業員 22,200 (注) 2, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況③」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

- (注) 1. 付与対象者のうち、取締役1名は平成19年11月1日付で取締役を辞任し、現在は当社従業員であります。
2. 提出日現在従業員1名の退職により、300株は失権しております。
3. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって普通株式1株を100株とする株式分割を行っております。また、平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日をもって普通株式1株を3株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額の調整を行っております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	48	—
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2. 当期間における取得自己株式には、平成22年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (—)	—	—	—	—
保有自己株式数	72	—	72	—

(注) 1. 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

2. 当期間における保有自己株式数には、平成22年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして認識しておりますが、同時に財務基盤の強化及び今後の持続的成長のため内部留保の充実にも重点を置く必要があると考えております。

当社は、現在、成長過程にあると考えております。従って、内部留保の充実を図り、当社の成長機会に使用し、なお一層の業容の拡大を目指すことが、企業価値を高め、株主の皆様に対する利益還元につながるとの認識から、配当を実施しておりません。

将来的な株主の皆様への利益還元につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して決定していく方針であります。

また、内部留保資金については、財務体質及び経営基盤の強化、資本提携を含めた重点分野への投資等に使用する方針であります。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、当社は、取締役会の決議により、毎年8月31日を基準日とした会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第1期	第2期	第3期	第4期
決算年月	平成19年2月	平成20年2月	平成21年2月	平成22年2月
最高(円)	—	—	4,230	9,500 ※3,560
最低(円)	—	—	1,450	3,040 ※2,210

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成20年8月7日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 当社は、平成18年3月3日設立のため、第1期は平成18年3月3日から平成19年2月28日までの11ヶ月と29日間であります。

3. ※印は、株式分割(平成21年9月1日、1株→3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年9月	10月	11月	12月	平成22年1月	2月
最高(円)	3,560	3,200	2,730	3,160	2,890	2,910
最低(円)	2,870	2,410	2,210	2,545	2,552	2,567

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	CEO	妹尾 勲	昭和35年9月25日生	昭和58年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、ゼネラルマネージャー就任 平成18年3月 当社設立、取締役就任 平成18年11月 当社代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CEO就任(現任)	(注)3	1,418,100
代表取締役	COO	丸田 昭雄	昭和44年1月22日生	平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社設立、代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役COO就任(現任)	(注)3	1,643,100
取締役	—	海老根 智仁	昭和42年8月30日生	平成3年4月 株式会社大広入社 平成11年9月 株式会社オプト入社 平成13年3月 同社代表取締役COO就任 平成18年1月 同社代表取締役CEO就任 平成18年6月 eMFORCE Inc. 代表取締役会長就任(現任) 平成19年1月 北京欧芙特信息科技有限公司董事長就任(現任) 平成19年11月 当社取締役就任(現任) 平成20年11月 株式会社ALBA取締役就任(現任) 平成21年3月 株式会社オプト取締役会長CSO就任 平成22年1月 株式会社オプト取締役会長就任(現任)	(注)3	300
取締役	—	中村 恭平	昭和43年12月26日生	平成3年4月 株式会社大広入社 平成14年3月 株式会社ディー・クリエイト入社、DRS事業部設立、プロデューサー就任 平成18年3月 当社設立、代表取締役就任 平成18年12月 当社代表取締役CMO就任 平成22年4月 当社取締役CMO就任 平成22年5月 当社取締役相談役就任(現任)	(注)3	1,643,100
監査役 (常勤)	—	鈴木 良治	昭和19年5月5日生	昭和42年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成元年4月 株式会社明光証券入社(現SMBCフレンド証券株式会社)、事務企画部長 平成10年6月 同社取締役経理部長就任 平成15年4月 同社常務取締役財務部担当就任 平成17年6月 同社常勤監査役就任 平成18年8月 当社顧問就任 平成18年9月 当社監査役就任(現任)	(注)4	6,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	—	百合本 安彦	昭和31年8月4日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 昭和62年9月 シティバンク・エヌ・エイ入行 平成6年9月 株式会社アイ・ピー・ビー設立、代表取締役就任 平成10年1月 グローバル・ブレイン株式会社設立、代表取締役就任（現任） 平成18年3月 当社監査役就任（現任）	(注) 4	—
監査役	—	藤井 幹晴	昭和36年11月27日生	平成8年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 平成15年5月 藤井総合法律事務所開設 平成20年5月 当社監査役就任（現任） 平成20年10月 八重洲法律事務所パートナー（現任）	(注) 4	—
計						4,710,600

- (注) 1. 取締役海老根智仁は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役鈴木良治、監査役百合本安彦及び監査役藤井幹晴は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 平成22年5月27日より1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成20年5月26日より4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性の確保と継続的な企業価値の増大を経営の課題とし、その実現のために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要課題であると認識しております。取締役会、監査役監査、内部監査等の強化を通じて、経営の健全性と透明性を確保してまいります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況について

イ、取締役会

当社の取締役会は、取締役4名（うち常勤取締役2名）により構成されております。当社は、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで、取締役相互間の業務執行を監視しております。また、監査役3名（うち常勤監査役1名）も出席し、取締役の職務執行を監査しております。

ロ、経営会議

当社では、経営会議を常勤取締役、常勤監査役及び各部長の出席のもと、定例で毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時で開催しております。各部からの報告に基づいて情報を共有し、業務の進捗状況の確認を行い、機動的な業務運営及び業務執行を行っております。

ハ、監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は社外監査役3名で構成され、うち1名は常勤監査役であります。監査役は、監査役会規程及び監査役監査計画等に基づき、取締役会及び経営会議に出席し、必要に応じ意見を述べるほか、業務及び財産の状況の確認を通じ、取締役の職務執行を監査しております。

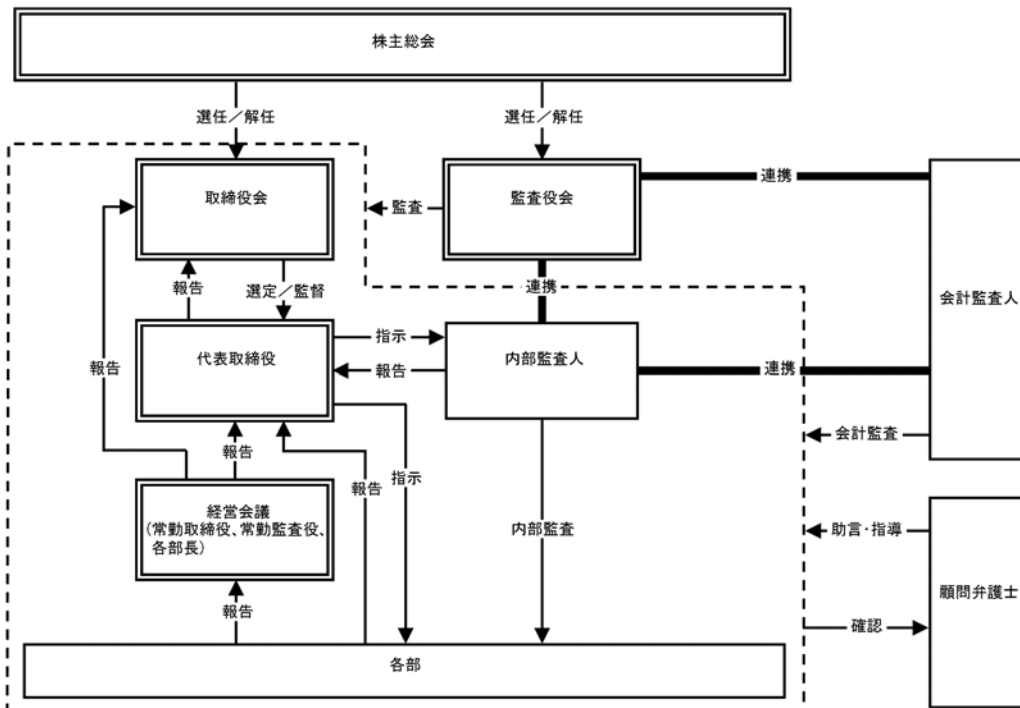
なお、監査役は、内部監査人及び会計監査人と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、相互の連携を深め、監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

ニ、内部監査

当社の内部監査は、代表取締役が内部監査責任者として指名した経営管理部部長が営業統括部、各営業部、営業推進部、クロスメディア営業部及びメディア部の監査を実施し、代表取締役が内部監査責任者として指名した営業統括部部長が経営管理部の監査を実施しており、相互に牽制する体制を採っております。内部監査は、監査役や会計監査人との連携のもと定期的に内部統制の状況等について意見交換を行いながら実施し、各部の監査結果ならびに改善点につきましては、内部監査人より代表取締役に対して報告書を提出し、当該報告に基づき代表取締役が該当部門に改善指示書を発します。

（注）平成22年4月1日付の組織改編により、営業管理部は営業統括部に改称されました。また、営業推進部が新設され、経営管理部部長の監査対象となっております。

当社の業務執行の体制、経営監視及び内部統制の仕組みは下記模式図に示すとおりであります。



③ 会計監査

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別の利害関係はありません。

当事業年度において業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名は下記のとおりであります。

公認会計士の氏名等		所属する監査法人名
指定有限責任社員・業務執行社員	神山 宗武	新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員	吉田 英志	

(注) 継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名
その他 5名

④ 会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役海老根智仁は、株式会社オプトの取締役会長を兼務しており、当社は、株式会社オプトとの間に、前事業年度において事業上の取引関係がありましたが、当事業年度において事業上の取引関係はありません。

当社の社外監査役鈴木良治は、当社の株主（株式の所有割合0.08%）であります。鈴木氏個人とは、社外監査役及び株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

当社の社外監査役百合本安彦は、当社の大株主であるグローバル・ブレイン株式会社（株式の所有割合7.2%）の代表取締役を兼務しておりますが、百合本氏個人、同社並びに同社が無限責任組合員である投資事業有限責任組合GB-Ⅲ、同社が業務執行組合員である投資事業組合GB-Ⅳ及び投資事業組合GV-Jとは、社外監査役又は株主という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

当社の社外監査役藤井幹晴とは、社外監査役という地位以外に、取引関係及び利害関係はありません。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は以下のとおりであります。

イ、「リスク管理規程」を制定し、リスク対応に万全を期するため以下の体制を整備しております。

- i) リスクに対し事前対応するために、経営管理部は、社内横断的にリスクの予防・管理を実施し、企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応します。
- ii) 事故等が発生したときは、直ちに経営を統括する代表取締役が対策本部を設置し、情報収集、対応策の検討・実施等必要な活動を行います。
- iii) 発生した事故等のうち官庁へ届出が必要なものについては、迅速かつ正確に所管官庁へ届出又は通知する体制を設けております。

ロ、内部監査は、内部監査計画に基づき、リスク管理を重視した内部監査を行い、現場における意識の徹底をはかることで、リスク管理体制を強化しております。

ハ、社内における法令違反及び諸規程違反に関して、従業員から直接、代表取締役に情報を提供する体制を整えております。

⑥ 反社会的勢力との関係の排除

当社は、「Tri-Stage行動指針」及び「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」において、反社会的勢力との関係を排除する旨を明示し、従業員にその内容を徹底しております。さらに、「反社会的勢力による不当要求への対応マニュアル」等を制定し、反社会的勢力に対する対応を具体的に規定しております。

また、総務部を反社会的勢力に対する対応部門とし、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会し、反社会的勢力との関係排除に対して厳格な体制をとっております。

⑦ 役員報酬の内容

当事業年度における役員報酬等の内容は以下のとおりであります。

役員報酬等の内容

- ・取締役及び監査役に支払った報酬

取締役	132,900千円	(内、社外取締役	4,320千円)
監査役	12,600千円	(内、社外監査役	12,600千円)

⑧ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役は法令が定める額、社外監査役は3,600千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款に定めております。

⑩ 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 自己株式の取得に関する要件

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を図るため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 剰余金の配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、取締役会の決議によって会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
—	—	14,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等と協議した上で、当社の規模・業務の特性等に基づいた監査日数・要員数等を総合的に勘案し決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年3月1日から平成22年2月28日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年3月1日から平成21年2月28日まで）及び当事業年度（平成21年3月1日から平成22年2月28日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年2月28日)	当事業年度 (平成22年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,891,318	5,340,590
売掛金	2,824,277	3,936,128
前払費用	19,278	15,432
繰延税金資産	55,674	109,665
その他	2,324	1,802
貸倒引当金	△16,945	△50,633
流動資産合計	5,775,927	9,352,986
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,138	71,842
減価償却累計額	△8,448	△12,489
建物（純額）	25,689	59,353
工具、器具及び備品	57,190	82,285
減価償却累計額	△26,802	△37,687
工具、器具及び備品（純額）	30,387	44,597
有形固定資産合計	56,077	103,950
無形固定資産		
ソフトウェア	3,511	30,592
無形固定資産合計	3,511	30,592
投資その他の資産		
差入保証金	603,083	103,083
繰延税金資産	18,979	25,870
投資その他の資産合計	622,062	128,954
固定資産合計	681,651	263,497
資産合計	6,457,579	9,616,483
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,099,452	2,561,155
未払金	159,176	246,836
未払費用	18,952	22,120
未払法人税等	671,896	1,117,931
未払消費税等	68,667	106,411
役員賞与引当金	58,800	57,150
その他	2,816	3,753
流動負債合計	3,079,761	4,115,359
固定負債		
退職給付引当金	12,376	18,946
固定負債合計	12,376	18,946

(単位：千円)

	前事業年度 (平成21年2月28日)	当事業年度 (平成22年2月28日)
負債合計	3,092,137	4,134,305
純資産の部		
株主資本		
資本金	627,318	630,642
資本剰余金		
資本準備金	617,318	620,642
資本剰余金合計	617,318	620,642
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,120,882	4,230,970
利益剰余金合計	2,120,882	4,230,970
自己株式	△77	△77
株主資本合計	3,365,441	5,482,178
純資産合計	3,365,441	5,482,178
負債純資産合計	6,457,579	9,616,483

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
売上高		
ソリューション売上高	24,675,839	33,841,483
商品売上高	545,500	411,887
売上高合計	25,221,340	34,253,370
売上原価		
ソリューション売上原価	21,682,389	29,029,639
商品売上原価	491,339	366,698
売上原価合計	22,173,729	29,396,337
売上総利益	3,047,611	4,857,033
販売費及び一般管理費		
役員報酬	74,120	88,350
給料及び手当	273,761	367,085
賞与	126,755	143,484
役員賞与引当金繰入額	58,800	57,150
退職給付費用	5,349	7,795
法定福利費	50,983	65,906
旅費及び交通費	51,918	56,318
業務委託費	65,576	71,744
地代家賃	73,056	88,417
減価償却費	15,457	29,709
研究開発費	※ 3,110	※ 1,350
貸倒引当金繰入額	4,283	33,688
その他	206,769	227,433
販売費及び一般管理費合計	1,009,939	1,238,432
営業利益	2,037,671	3,618,600
営業外収益		
受取利息	3,708	3,023
その他	171	739
営業外収益合計	3,880	3,763
営業外費用		
支払利息	4,654	84
株式交付費	1,655	—
上場関連費用	23,877	—
その他	12	—
営業外費用合計	30,198	84
経常利益	2,011,353	3,622,279
特別損失		
固定資産除却損	—	3,989
特別損失合計	—	3,989
税引前当期純利益	2,011,353	3,618,290

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
法人税、住民税及び事業税	887,201	1,569,085
法人税等調整額	△26,828	△60,882
法人税等合計	860,373	1,508,203
当期純利益	1,150,979	2,110,087

【売上原価明細書】

1. ソリューション売上原価

		前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)		当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 媒体費		19,209,470	88.6	25,665,895	88.4
II 外注費		2,472,918	11.4	3,363,743	11.6
ソリューション売上原価		21,682,389	100.0	29,029,639	100.0

(注) 1. 媒体費は、テレビ番組枠やテレビCM、インターネット&モバイル、ラジオ、雑誌等のメディア枠から構成されております。

2. 外注費は、表現制作物の制作、コールセンター業務の委託、その他ソリューションの外注等から構成されております。

2. 商品売上原価

		前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)		当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 期首商品たな卸高		—	—	—	—
II 当期商品仕入高		491,339	100.0	366,698	100.0
合計		491,339	100.0	366,698	100.0
III 期末商品たな卸高		—		—	
商品売上原価		491,339		366,698	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	75,318	627,318
当期変動額		
新株の発行	552,000	3,324
当期変動額合計	552,000	3,324
当期末残高	627,318	630,642
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	65,318	617,318
当期変動額		
新株の発行	552,000	3,324
当期変動額合計	552,000	3,324
当期末残高	617,318	620,642
資本剰余金合計		
前期末残高	65,318	617,318
当期変動額		
新株の発行	552,000	3,324
当期変動額合計	552,000	3,324
当期末残高	617,318	620,642
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	969,902	2,120,882
当期変動額		
当期純利益	1,150,979	2,110,087
当期変動額合計	1,150,979	2,110,087
当期末残高	2,120,882	4,230,970
利益剰余金合計		
前期末残高	969,902	2,120,882
当期変動額		
当期純利益	1,150,979	2,110,087
当期変動額合計	1,150,979	2,110,087
当期末残高	2,120,882	4,230,970
自己株式		
前期末残高	—	△77
当期変動額		
自己株式の取得	△77	—
当期変動額合計	△77	—
当期末残高	△77	△77

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
株主資本合計		
前期末残高	1,110,538	3,365,441
当期変動額		
新株の発行	1,104,000	6,649
当期純利益	1,150,979	2,110,087
自己株式の取得	△77	—
当期変動額合計	2,254,902	2,116,737
当期末残高	3,365,441	5,482,178
純資産合計		
前期末残高	1,110,538	3,365,441
当期変動額		
新株の発行	1,104,000	6,649
当期純利益	1,150,979	2,110,087
自己株式の取得	△77	—
当期変動額合計	2,254,902	2,116,737
当期末残高	3,365,441	5,482,178

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	2,011,353	3,618,290
減価償却費	15,457	29,709
固定資産除却損	—	3,989
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	4,283	33,688
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	31,200	△1,650
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	5,349	6,569
受取利息	△3,708	△3,023
支払利息	4,654	84
売上債権の増減額 (△は増加)	△713,843	△1,111,851
仕入債務の増減額 (△は減少)	456,151	461,703
未払金の増減額 (△は減少)	46,416	35,888
未払消費税等の増減額 (△は減少)	27,216	37,744
営業保証金の増減額 (△は増加)	—	500,000
その他	19,365	17,586
小計	1,903,894	3,628,729
利息の受取額	3,550	2,073
利息の支払額	△4,053	△84
法人税等の支払額	△524,760	△1,131,214
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,378,631	2,499,504
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△21,261	△24,167
無形固定資産の取得による支出	△377	△32,714
定期預金の預入による支出	—	△2,050,000
差入保証金の差入による支出	△21,683	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△43,322	△2,106,881
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△500,000	—
株式の発行による収入	1,104,000	6,649
自己株式の取得による支出	△77	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	603,922	6,649
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,939,232	399,272
現金及び現金同等物の期首残高	952,085	2,891,318
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,891,318	※ 3,290,590

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	商品 月次総平均法による原価法	商品 月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3～18年 工具、器具及び備品 : 2～15年 (2) 無形固定資産 自社利用目的のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 : 3～18年 工具、器具及び備品 : 3～15年 (2) 無形固定資産 同左
3. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。	—
4. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるために、当期に負担すべき支給見込額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務として計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日又は償還日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
—	(棚卸資産の評価に関する会計基準) 商品については、従来、月次総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、月次総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算出しております。 なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月29日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
前事業年度において販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しておりました「旅費交通費」は当事業年度において販売費及び一般管理費の合計額の100分の5を超えたため、当事業年度より区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の「旅費交通費」は33,291千円であります。	—

【追加情報】

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
(法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示方法) 当社は、平成20年8月6日を払込期日とする新株式発行により資本金が1億円超となったため、外形標準課税の適用を受けることとなりました。そのため、当事業年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号)に従い、法人事業税の付加価値割及び資本割の合計15,126千円については、販売費及び一般管理費に計上しております。この結果、販売費及び一般管理費が15,126千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。	—

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年2月28日)	当事業年度 (平成22年2月28日)
当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 — 差引額 1,500,000千円	当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 当座貸越契約極度額 1,500,000千円 借入実行額 — 差引額 1,500,000千円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
※ 一般管理費に含まれる研究開発費は、3,110千円であります。	※ 一般管理費に含まれる研究開発費は、1,350千円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,189,300	300,000	—	2,489,300
合計	2,189,300	300,000	—	2,489,300
自己株式				
普通株式(注)2	—	24	—	24
合計	—	24	—	24

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加300,000株は、平成20年8月6日に行った公募増資に伴う新株発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加24株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3 配当に関する事項

当社は、当事業年度において配当を実施しておらず、当事業年度に属する配当もありませんので、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	2,489,300	5,008,300	—	7,497,600
合計	2,489,300	5,008,300	—	7,497,600
自己株式				
普通株式(注)2	24	48	—	72
合計	24	48	—	72

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加5,008,300株は、新株予約権の権利行使による増加16,700株及び株式分割(普通株式1株につき3株)による増加4,991,600株であります。

2. 自己株式の増加48株は、株式分割(普通株式1株につき3株)による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権は、すべてストック・オプション等として無償で付与されているため、記載を省略しております。

3 配当に関する事項

当社は、当事業年度において配当を実施しておらず、当事業年度に属する配当もありませんので、記載を省略しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 2,891,318千円	現金及び預金 5,340,590千円
現金及び現金同等物 2,891,318千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △2,050,000千円
	現金及び現金同等物 3,290,590千円

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
当社は、リース取引がありませんので、該当事項はありません。	同左

(有価証券関係)

前事業年度 (平成21年2月28日)	当事業年度 (平成22年2月28日)
当社は、有価証券を保有しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
当社は、デリバティブ取引を利用しておりませんので、該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。
2. 退職給付債務に関する事項 (平成21年2月28日現在)	2. 退職給付債務に関する事項 (平成22年2月28日現在)
退職給付債務 12,376千円	退職給付債務 18,946千円
退職給付引当金 12,376千円	退職給付引当金 18,946千円
(注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。	(注) 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。
3. 退職給付費用に関する事項	3. 退職給付費用に関する事項
勤務費用 5,349千円	勤務費用 7,795千円
退職給付費用 5,349千円	退職給付費用 7,795千円
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。	4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 簡便法を採用しておりますので、基礎率等について記載しておりません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)

1 スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2 スtock・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名	社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注) 1	普通株式 59,900株	普通株式 2,300株	普通株式 7,900株
付与日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	平成19年2月28日
権利確定条件 (注) 2	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき(以下「業務委託契約の解除等」という)、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合(以下「退職等」という。)で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。
対象勤務期間 (注) 2	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成19年2月28日 至平成21年8月7日

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使期間	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>

- (注) 1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当事業年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 スtock・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度において存在したStock・オプション等を対象とし、Stock・オプション等の数については、株式数に換算しております。

① Stock・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末残	57,700	2,300	7,900
付与	—	—	—
失効	2,400	—	100
権利確定	—	—	—
未確定残	55,300	2,300	7,800
権利確定後 (株)			
前事業年度末残	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円) (注)	520	520	1,670
権利行使時平均株価 (円)	—	—	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

4 Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与時点において、当社は株式を金融商品取引所に上場していないことから、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

なお、当事業年度末における本源的価値の合計額は172,842千円であります。

当事業年度（自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日）

1 ストック・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

当社は、ストック・オプション付与時点において未公開企業であり、付与時点におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2 ストック・オプション等の内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 23名	社外協力者 1名	当社取締役 1名 当社従業員 7名
ストック・オプションの目的となる株式の種類及び数 (注) 1	普通株式 179,700株	普通株式 6,900株	普通株式 23,700株
付与日	平成18年9月29日	平成18年9月29日	平成19年2月28日
権利確定条件 (注) 2	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人である場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人である場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。	新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。
対象勤務期間 (注) 2	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成18年9月29日 至平成21年8月7日	自平成19年2月28日 至平成21年8月7日

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使期間	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>	<p>平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。</p> <p>ただし、本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。</p> <p>イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利を行使することができる。</p> <p>ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利を行使することができる。</p>

- (注) 1. 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。
2. 権利確定条件及び対象勤務期間は、当事業年度において存在したいずれのストック・オプションについても、新株予約権割当契約書に明記されておりません。新株予約権割当契約書における新株予約権の行使期間及び行使の条件を基に、ストック・オプション等に関する会計基準に基づきストック・オプションの権利行使期間の開始日の前日を権利確定日とみなした上で権利確定条件及び対象勤務期間を記載しております。

3 ストック・オプション等の規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプション等を対象とし、ストック・オプション等の数については、株式数に換算しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前 (株)			
前事業年度末残	165,900	6,900	23,400
付与	—	—	—
失効	14,100	—	—
権利確定	39,300	1,500	5,100
未確定残	112,500	5,400	18,300
権利確定後 (株)			
前事業年度末残	—	—	—
権利確定	39,300	1,500	5,100
権利行使	24,300	1,500	3,900
失効	—	—	—
未行使残	15,000	—	1,200

(注) 上記表に記載された株式数は、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格 (円) (注)	174	174	557
権利行使時平均株価 (円)	2,967	3,490	2,712
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

(注) 権利行使価格については、平成20年2月15日付株式分割（普通株式1株につき100株）及び平成21年9月1日付株式分割（普通株式1株につき3株）による調整後の1株当たりの価格を記載しております。

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与時点において、当社は、株式を金融商品取引所に上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積もりによっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式の評価方法は、平成18年9月29日付与については類似会社比準方式と簿価純資産方式の折衷法により、平成19年2月28日付与については類似会社比準方式によっております。

5 ストック・オプションの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当事業年度末における本源的価値の合計額 385,418千円
- ② 当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 81,257千円

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年2月28日)	当事業年度 (平成22年2月28日)																																
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">47,898千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">6,894千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">880千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">55,674千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">5,035千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費否認</td> <td style="text-align: right;">13,943千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,979千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">74,653千円</td> </tr> </table>	未払事業税否認	47,898千円	貸倒引当金繰入限度超過額	6,894千円	その他	880千円	計	55,674千円	退職給付引当金繰入限度超過額	5,035千円	研究開発費否認	13,943千円	計	18,979千円		74,653千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税否認</td> <td style="text-align: right;">83,633千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貸倒引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">20,602千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">5,428千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">109,665千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金繰入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">7,709千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">研究開発費否認</td> <td style="text-align: right;">18,161千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">25,870千円</td> </tr> </table> <p>繰延税金資産の純額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"></td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">135,535千円</td> </tr> </table>	未払事業税否認	83,633千円	貸倒引当金繰入限度超過額	20,602千円	その他	5,428千円	計	109,665千円	退職給付引当金繰入限度超過額	7,709千円	研究開発費否認	18,161千円	計	25,870千円		135,535千円
未払事業税否認	47,898千円																																
貸倒引当金繰入限度超過額	6,894千円																																
その他	880千円																																
計	55,674千円																																
退職給付引当金繰入限度超過額	5,035千円																																
研究開発費否認	13,943千円																																
計	18,979千円																																
	74,653千円																																
未払事業税否認	83,633千円																																
貸倒引当金繰入限度超過額	20,602千円																																
その他	5,428千円																																
計	109,665千円																																
退職給付引当金繰入限度超過額	7,709千円																																
研究開発費否認	18,161千円																																
計	25,870千円																																
	135,535千円																																
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率 (調整)</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率の変更</td> <td style="text-align: right;">0.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">△0.0%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税率の負担額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">42.8%</td> </tr> </table>	法定実効税率 (調整)	40.7%	交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.9%	住民税均等割額	0.1%	法定実効税率の変更	0.1%	その他	△0.0%	税効果会計適用後の法人税率の負担額	42.8%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="padding-left: 20px;">法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため記載を省略しております。</p>																				
法定実効税率 (調整)	40.7%																																
交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.9%																																
住民税均等割額	0.1%																																
法定実効税率の変更	0.1%																																
その他	△0.0%																																
税効果会計適用後の法人税率の負担額	42.8%																																
<p>3. 税効果会計に使用する法定実効税率の変更</p> <p>当事業年度に資本金が1億円超になったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の42.1%から40.7%に変更されております。</p> <p>この結果、流動資産の繰延税金資産が900千円減少し、固定資産の繰延税金資産が645千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額（貸方）が1,546千円減少しております。</p>																																	

(企業結合等関係)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。	同左

【関連当事者情報】

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
該当事項はありません。	同左

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)		当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	
1株当たり純資産額	1,351円98銭	1株当たり純資産額	731円20銭
1株当たり当期純利益金額	487円82銭	1株当たり当期純利益金額	282円4銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	477円92銭	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	276円14銭
		<p>当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p>	
		1株当たり純資産額	450円66銭
		1株当たり当期純利益金額	162円61銭
		潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	159円31銭

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,150,979	2,110,087
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,150,979	2,110,087
期中平均株式数(株)	2,359,426	7,481,529
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	48,889	159,828
(うち新株予約権(株))	(48,889)	(159,828)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日)	当事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)
該当事項はありません。	同左

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	34,138	40,398	2,694	71,842	12,489	4,919	59,353
工具、器具及び備品	57,190	35,540	10,445	82,285	37,687	19,157	44,597
有形固定資産計	91,328	75,939	13,139	154,128	50,177	24,076	103,950
無形固定資産							
ソフトウェア	6,292	32,714	—	39,006	8,414	5,633	30,592
無形固定資産計	6,292	32,714	—	39,006	8,414	5,633	30,592
長期前払費用	—	—	—	—	—	—	—
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	16,945	50,633	—	16,945	50,633
役員賞与引当金	58,800	57,150	58,800	—	57,150

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	1,040,590
定期預金	4,300,000
合計	5,340,590

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
ヤーマン株式会社	845,332
キューサイ株式会社	598,797
ガシー・レンカー・ジャパン株式会社	595,518
株式会社テレビショッピング研究所	318,796
日本サプリメント株式会社	236,452
その他	1,341,232
合計	3,936,128

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
2,824,277	35,961,829	34,849,978	3,936,128	89.9	34.3

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社大広	1,350,751
株式会社電通	278,697
株式会社三広	132,477
株式会社ツーウェイシステム	80,437
株式会社大広九州	74,735
その他	644,055
合計	2,561,155

ロ. 未払法人税等

区分	金額 (千円)
法人税	755,010
住民税	157,382
事業税	205,538
合計	1,117,931

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年3月1日 至平成21年5月31日	第2四半期 自平成21年6月1日 至平成21年8月31日	第3四半期 自平成21年9月1日 至平成21年11月30日	第4四半期 自平成21年12月1日 至平成22年2月28日
売上高 (千円)	8,000,628	8,258,718	8,785,537	9,208,486
税引前四半期純利益金額 (千円)	965,120	866,923	853,718	932,527
四半期純利益金額 (千円)	570,586	510,950	502,933	525,617
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	229.22	205.17	67.13	70.13

(注) 当社は、平成21年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。そのため、第3四半期及び第4四半期の「1株当たり四半期純利益金額」については、株式分割後の金額を記載しております。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後の翌日から3ヶ月以内
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載し、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.tri-stage.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

第3期（自 平成20年3月1日 至 平成21年2月28日）

平成21年5月27日関東財務局長に提出。

(2) 四半期報告書及び確認書

第4期第1四半期（自 平成21年3月1日 至 平成21年5月31日）

平成21年7月14日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第4期第2四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

平成21年10月15日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書及び確認書

第4期第3四半期（自 平成21年9月1日 至 平成21年11月30日）

平成22年1月14日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

平成22年3月31日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）の規程に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月26日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原田 恒敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成20年3月1日から平成21年2月28日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成21年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月27日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 英志 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライステージの平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライステージの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トライステージが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月28日
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役CEO妹尾勲及び代表取締役COO丸田昭雄は、当社の第4期（自平成21年3月1日至平成22年2月28日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。